

## 令和6年度 相談支援従事者初任者研修 Q&A

	質問	回答
1	県外からの申込みなのですが受講できますか？	青森県内の受講者で定員が超えていなければ受講は可能です。
2	指定相談支援事業所に勤務する予定は全くないものの、自らのスキルアップのために受講することは可能ですか？	相談支援事業所等において令和6年度中遅くとも令和7年度中に確実な従事予定がある方に限定させていただきます。
3	相談支援専門員に就任できる時期は不明ですが、いつかはなりたいと思っているので受講していいですか？	資格を維持するには5年以内ごとに一度現任研修を受講する必要があります。その現任研修受講には一定の相談支援経験が要求されていることから、早めに初任者研修を受けても資格を喪失する可能性があります。遅くとも令和7年度中に確実な従事予定がある方のみ受講してください。
4	相談支援専門員になるためには何が必要ですか？	実務経験+相談支援従事者研修講義と演習が必要です。 ※初任者研修受講後5年以内毎に現任研修を受講する必要があります。
6	相談支援従事者研修（初任者研修）とサービス管理責任者等研修（基礎研修）は、受講の順序・時期に決まりはあるのですか？	どちらの研修を先に受けていただいて構いません。 ただし、サービス管理責任者等研修（基礎研修）は、サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）に必要な実務経験年数を満了する2年前から受講できます。 (例：実務経験が5年必要な方は、3年の実務経験があれば基礎研修を受講できます。)
7	実務経験が不足しているのですが受講できますか？	受講可能です。ただし、すでに実務経験を満たしている方から受講決定をさせていただきます。また初任者研修を終了しても実務経験を来年度末までに満たす予定のない方は受講できません。相談支援専門員として来年度末までに配置されていない場合は再度演習の受講が必要となりますのでご注意ください。
8	5年以上前に初任者研修を受講しましたが、それ以降現任研修は受けていません。この場合、どの研修を受講すればいいですか？	初任者研修を受講後、翌年度を1年目として5年目までに現任研修を受講する必要があります。受講していない場合は、相談支援専門員として配置できなくなります。再度配置できるようにするには、初任者研修の再受講が必要です。 (例：平成27年度に初任者研修を受講した方で令和2年度までに一度も現任研修を受講していない方は、初任者研修の再受講が必要です。)
9	個人の申込みなのですが受講できますか？	原則受講できません。 本研修は所属先から推薦を受けていただいた上で、所属長からのお申込みをお願いしております。つきましては、所属からの推薦が無い個人でのお申込みは原則認められません。 ただし、新規事業所立ち上げ予定等の事情により所属先からの推薦を受けられない場合は御相談ください。
10	共通講義部分について令和2年度以前に受講している場合も再度受講が必要でしょうか？	令和2年度から新カリキュラムとなっていますので共通講義の受講は必要となります。
11	相談支援従事者研修現任研修を受講できず、相談支援従事者初任者研修を受講するのですが、共通講義も受ける必要がありますか？	共通講義から受けていただくことになります。
12	相談支援従事者現任研修、初任者研修を受講する予定が、募集を見逃してしまい、締め切りが過ぎていますが、受講できないと、今の事業所を継続できなくなりますので、受講をお願いします。	締め切りは厳守ですので、今年度の受講申し込みをお受けすることはできかねます。
13	一般社団法人青森ソーシャルサポート、一般会員へ入会すると、優先的に研修を受けることができますか？	研修受講料の割引はありますが、一般会員へご入会いただいても、相談支援従事者初任者研修の申し込み順などの優先はございません。
14	サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の資格を持っています。この場合、相談支援専門員になるには、共通講義も受ける必要がありますか？	令和2年度以降の共通講義を受講していれば演習のみで相談支援専門員になれます。
15	実務経験は複数事業所で合算は可能か？	可能です。
16	質問がある場合どうしたら良いですか？	順番に回答させていただきたいので、お問い合わせフォームよりお願ひいたします。 お問い合わせが集中するため、お電話でのご質問はお控えください。お受けした電話では直ぐに返答出来ない場合がございます。お電話でお問い合わせいただいた場合でも、返答はメールで行います。返答に時間がかかる場合がございます。 お時間に余裕を持ってご質問をお願いいたします。